

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		理容業の業務停止
根拠条例・規則名		理容師法
条 項		第 1 0 条 2 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2227)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・未設定（理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である） ・関連する法令の規定 <ul style="list-style-type: none"> 理容師法第 6 条の 2（理容所以外における営業の禁止） 理容師法第 9 条（理容の業を行う場合に講ずべき措置） 理容師法施行令第 4 条（理容所以外の場所で業務を行なうことができる場合） 理容師法施行規則第 2 4 条（講ずべき措置の中の皮膚に接する器具とは） 理容師法施行規則第 2 5 条（講ずべき措置の中の消毒の方法とは）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		